

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、奈良県広域消防組合職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

1 被処分者及び処分内容

※事案 2 については逮捕時（令和 7 年 2 月 28 日）に報道発表された事案の処分となります。

事案	所属	補職	年齢	処分理由	処分内容	処分日
1	高田 消防署	主任	30代	信用失墜行為及び全体の奉仕者としてふさわしくない非行	懲戒処分 停職 2 ヶ月	R7. 3. 25
				現階級としての職に必要な適格性を欠くため	分限処分 階級の降任	
2	香芝 消防署	係員	30代	信用失墜行為及び全体の奉仕者としてふさわしくない非行	免職	R7. 3. 26

2 事案の概要

(1) 事案 1

令和 6 年 12 月 16 日（月）午前 0 時頃、天理市内の路上で酒気帯び状態で、放置されていた無施錠の自転車に乗車し走行していたところ巡回中の警察官に職務質問され、酒気帯び運転及び占有離脱物横領罪の疑いで検挙された。

令和 7 年 1 月 14 日酒気帯び運転により略式起訴され、同月 15 日、罰金 10 万円の略式命令を受けたもの。占有離脱物横領罪については微罪処分

(2) 事案 2

令和 7 年 2 月 28 日（金）午前 11 時頃、香芝市内の自宅ハイツにおいて、警察による家宅捜索で、覚醒剤と注射器が発見され、所持の疑いで現行犯逮捕された。

同年 3 月 10 日に起訴され、同日に本人と接見し覚醒剤の所持に関して事実確認が取れたものの。

3 消防長 てらさき よしあき 寺崎 至亮 コメント

このたび、職員の不祥事に対し厳正な懲戒処分を行いました。これらの不祥事は組織として到底許されるものではなく、消防の信頼を著しく損なう行為であり、住民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

住民の皆様のご信頼回復に向け、職員一人一人に服務規律保持の自覚を強く促し、公務員としての高い倫理観を持って行動するよう、指導を徹底し、全力を挙げて取り組んでまいります。

担 当
奈良県橿原市慈明寺町 149-3
奈良県広域消防組合 消防本部 人事部
（担当者：寺下・西村）
Tel：0744-20-1119 Fax：0744-22-5219